

消防予第 1 2 1 号  
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について

3 月 1 9 日深夜に発生した群馬県渋川市の有料老人ホームの火災（別紙 1 参照）において死者 1 0 名、負傷者 1 名の犠牲者が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し、特に下記 1 の事項に留意の上、防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。また、併せて下記の 2 及び 3 により関係部局と連携して緊急調査を行うようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 防火安全対策の徹底に係る留意事項

#### (1) 火災予防対策の徹底

ア 喫煙等の火気管理が適切になされていること。

イ 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。

ウ 自力避難困難な者が入所しているものにあつては、その状況を確認し、基準適合性を確認するほか、人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制が確保されていること。

エ 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。

#### (2) 消防法施行令改正に係る指導

改正後の令別表第一（6）項ロに掲げる防火対象物にあつては、4 月 1 日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

- (3) 消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。
- (4) 建築基準法令等他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合は、当該法令所管部局への通報を徹底すること。

## 2 未届の有料老人ホームに対する緊急調査

### (1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)による改正後の消防法施行令(以下「改正後の令」という。))別表第一(6)項ロ及びハに掲げる用途に供しているもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出が未届けのもの。

なお、調査の対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握して実施すること。

### (2) 調査内容

別紙の調査様式1の各調査内容について調査を行い回答願います。

なお、厚生労働省老健局振興課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

### (3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式1(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式1を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

### (4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

### (5) 回答期限

平成21年4月30日(木)

### 3 社会福祉施設等のうち入所施設に対する緊急調査

#### (1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(改正後の令別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもの(利用者の入所を伴うものに限る)。

#### (2) 調査内容

別紙の調査様式2の各調査内容について調査を行い回答願います(1により緊急調査を行ったものも含めてご記入ください。)

#### (3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式2(※別途メールにて送付します。)に必要な事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式2を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

#### (4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

#### (5) 回答期限

平成21年5月29日(金)

なお、改正後の令別表第一(6)項ロ及びハの区分毎の総数については、様式2中当該欄のみ記入の上、平成21年4月10日(金)までに回答をお願いします。

総務省消防庁予防課

村井・塩谷・永瀬

(e-mail : d.nagase@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

## 群馬県渋川市老人ホーム火災概要（第5報）

消 防 庁  
平成21年3月23日  
17時00分現在

### 1 発生日時等

発生時刻：平成21年3月19日22時45分ごろ

覚知時刻：平成21年3月19日22時55分

鎮圧時刻：平成21年3月20日00時33分

鎮火時刻：平成21年3月20日01時14分

### 2 発生場所

住 所：群馬県渋川市北橋町八崎2335-9

建物名称：静養ホーム たまゆら

用 途：令別表第一（6）項ロ

### 3 建物概要

構 造：木造（本館、別館1、別館2）

階 数：平家建て（本館、別館1、別館2）

延べ面積：本 館：118.41㎡

別館1：188.81㎡

別館2： 80.68㎡

### 4 死傷者等

#### （1）人的被害

死者 10人（男6人、女4人）

負傷者 1人（中等症 男1人 熱傷）

※ 出火当時、16名の入所者、1名の職員が建物内にいた。

#### （2）建物被害

本館：全焼、別館1：全焼、別館2：半焼、その他隣接建物3棟：部分焼

### 5 火災原因等

調査中

### 6 消防用設備等

消火器

7 防火管理状況

防火管理者：選任済み（平成19年4月12日届出）

消防計画：作成済み（平成19年4月12日届出）

8 最新の立入検査

調査中

9 消防庁の対応

3月20日（金）

00時45分：渋川広域消防本部から第1報受領

01時00分：渋川広域消防本部から第2報受領

消防庁第一次応急体制

08時00分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣

3月23日（月）

- ・ 各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」（平成21年3月23日付け消防予第121号）を通知し、防火対策の徹底と緊急調査について依頼したところ。